大規模災害時における 文化財レスキューの課題

東日本大震災における文化財レスキューの経験から

Issues with Cultural Asset Rescue in Large-Scale Disasters : From the Experience of Cultural Asset Rescue in the Great East Japan Earthquake Disaster

日髙真吾

HIDAKA Shingo

はじめに

- ●東日本大震災における文化財レスキューの体制からみえた課題
 - 2 「被災文化財等」という文化財レスキューの対象について
 - ③災害展示における被災文化財の活用事例
 - ◆地域文化財としての被災文化財の活用事例

結びにかえて

[論文要旨]

わが国において、災害で被災した文化財に対しておこなわれる文化財レスキューがはじまったのは、1995年の阪神・淡路大震災である。その後、文化財レスキューは、地震や水害などの災害が発生するたびに、被災地の状況に応じておこなわれ、実践事例を積み重ねてきた[村田 2014、中村2014、日高・内田 2014]。そして、阪神・淡路大震災から約15年後となる2011年に東日本大震災が発生し、これまでおこなわれてきた文化財レスキューの集大成ともいえる活動が展開された。

東日本大震災では、これまでの文化財レスキューで経験したことのない広範囲にわたる被災地と大量の被災文化財に対して、阪神・淡路大震災以来となる全国規模の支援体制のもと、文化財レスキューがおこなわれた。2011年度から2012年度の2年度にわたっておこなわれたこの文化財レスキューは、阪神・淡路大震災の経験はもちろん、それ以降の災害において実践されてきた文化財レスキューの経験を活かし、大きな成果を上げたと評価できる。一方で、東日本大震災の文化財レスキューは、今後の大規模災害を想定した場合、いくつかの課題が明らかになった活動でもある。

そこで本論では、筆者自身が参加した東日本大震災における文化財レスキューの体制について課題を示し、文化財レスキューの拠点施設となる被災地の県立博物館・美術館の役割の重要性を明らかにする。次に、文化財レスキューの対象として示された「文化財等」という表現に着目し、その所見を述べる。また、文化財レスキューの対象となった文化財が、地域の文化財として再び利用される一つの方法として、展示活用の在り方を示すとともに、これら地域文化財が、平常時から地域で活用、保存されるための仕掛けづくりの必要性と実現のための可能性について示唆する。

【キーワード】文化財レスキュー、東日本大震災、阪神・淡路大震災、災害展示、地域文化財

はじめに一阪神・淡路大震災でおこなわれた文化財レスキュー

大規模災害が発生し、被災地の文化財が危機的な状況に陥った際、文化財支援活動の体制が整えられる。このような体制は、1995 年 1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震を起因とする阪神・淡路大震災ではじめて整えられ、文化財レスキューがおこなわれるようになった。そして、2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震に起因する東日本大震災では、阪神・淡路大震災以来となる全国規模の文化財レスキューの体制が組まれ、被災文化財の支援活動が展開された。筆者はこれまで、東日本大震災の文化財レスキュー活動の経験からみえてきたいくつかの課題について指摘してきた [日 髙真吾 a 2015]。一方で、東日本大震災から6年がたち、さらには2015 年 3 月の熊本地震での文化財レスキューを経験したことで、これまで指摘してきた課題がより明確になってきた。そこで本論では、これまで述べてきたことを再整理しつつ、改めて大規模災害における文化財レスキューの課題について考察を進めていきたい。

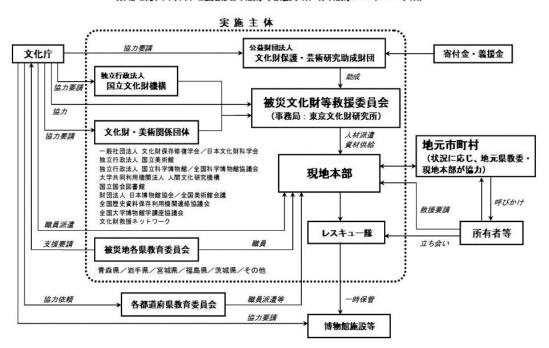
まず、本論を進める前に、最初の文化財レスキュー事例となった阪神・淡路大震災における文化財レスキューの枠組みを概観しておく。阪神・淡路大震災は、当時の記録としては、戦後の地震災害のなかで最大規模の被害を出した都市直下型の地震であり、文化財に対しても甚大な被害をもたらした。このような文化財被害の状況を鑑み、文化庁は、兵庫県教育委員会、古文化財科学研究会(現文化財保存修復学会)、日本文化財科学会、全国美術館会議、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会などの関係機関の代表者と同年2月13日に東京国立博物館で協議し、「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会(仮称)」の設立について合意し、2月17日に正式に「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会」が発足した。このことによって、事務局が東京文化財研究所に、現地本部が神戸芸術工科大学に設置され、文化財レスキューの体制が整えられていった[文化財保存修復学会編 2000]。また、ここでの活動は、救出、一時保管、応急措置を活動の柱とし、被災文化財への支援活動が展開された。

「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会」の活動は、その後、文化財レスキューを呼びかけた文化庁をはじめ、文化財レスキューに参加した学会等によって、さまざまな角度から検証され、多くの課題や方法論の在り方について提唱がなされた [内田俊秀 2000, 文化財保存修復学会編 2007, 2014, 文化庁 2000]。そして、阪神・淡路大震災以降に発生した地震や水害などで提示された方法論はさらに検証が加えられ、より精緻なものへと整えられていった。これら一連の文化財レスキューの経験は、阪神・淡路大震災で文化財レスキューの対象として示された「文化財レスキューの対象は、指定文化財、未指定の文化財に関わらず、被災地にとって文化財と位置づけられるものはすべてレスキューの対象とする」という原則をより明確なものにした。また、被災地で支援活動をおこなう際の装備品や救出、一時保管、応急措置の方法 [日髙真吾 b 2015] は、阪神・淡路大震災後におこなわれた文化財レスキューのたびに参照され、その活動水準は着実に向上してきた。その結果、東日本大震災において、わが国では2度目となる全国規模の文化財レスキューに活かされていったのである。

このことから、阪神・淡路大震災の経験は、その後のさまざまな災害の場でおこなわれる文化財 レスキューにおいて、きわめて重要な経験値として評価できる。

東日本大震災で展開された文化財レスキューは,阪神・淡路大震災の文化財レスキューを引き継ぐ形でおこなわれた。東日本大震災後,文化庁は被災した文化財に対して,直ちに全国規模の文化財支援体制の枠組みをつくりはじめ,「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」(以下,救援委員会)を2011年4月1日に発足させた。救援委員会は,東日本大震災で被災した文化財の救援活動に対して全国的な支援体制のもと,文化財レスキューを実施することを目的とした組織である。救援委員会への参加機関は,文化庁のよびかけに呼応した研究機関や博物館・美術館,学会等の団体と被災地の県教育委員会であり,東京文化財研究所(以下,東文研)が事務局を担った(図1)。この救援委員会組織は,東文研を中心に緊密な連携体制を組むことができ,効果的な文化財レスキューを展開できたといえ,高く評価できる。

一方で、救援委員会の構成団体に、被災地の県立博物館・美術館が入っていなかったことは課題と考える。東日本大震災での文化財レスキューでは、確かに全国の博物館・美術館から数多くの学芸員が参加し、大きな貢献を果たした。これらの協力は、救援委員会への後方支援として、文化庁が要請した全国の都道府県の教育委員会や博物館施設等への協力依頼をもとにおこなわれた。しかし、被災県に設置されている県立博物館・美術館は、構成団体として明記されていなかったが、被災地以外の博物館・美術館よりも踏み込んだ役割を果たしていた。その役割とは、文化財レスキューに直接参加することはもちろんのこと、救出活動の後の一時保管や整理・記録、応急措置の活動の拠



東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業)

図 1 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会組織図

点としての協力である。つまり、文化財レスキュー活動の主軸としての役割を担っていたのである。 そのため、救援委員会の構成団体として明記されていなかった被災地の県立博物館・美術館は、どこまで主体的な役割を担えばよいのかの判断に若干の混乱が生じていたのではないかと考える。実際、筆者が文化財レスキューに参加した際も、被災地の県立博物館・美術館が、救援委員会の組織内に明記されていないことで、どこまで協力を求めてよいのかの判断に苦慮することがあった。なお、東日本大震災での文化財レスキューで、被災県に設置されている県立博物館・美術館の協力がなかったということは一度もない。各館とも可能な限りの労力を割いて、救援委員会の活動に協力し、救援委員会と強力なパートナーシップを築いていた。この点は強調しておきたい。

筆者は、このような事態が生じた要因として、博物館や美術館の組織規定のなかに、災害をはじめとする緊急事態において果たす役割が定められてないことにあるのではないかと考えている。実際、緊急事態に対する規定は、筆者が所属する国立民族学博物館の組織規定にも見あたらない。したがって、緊急時に急遽、組織化される救援委員会に、被災地の県立博物館・美術館が構成団体として参加することが難しかったのではないかと推察している。そこで、文化財レスキューを想定した博物館・美術館の災害対応の枠組みを、今後考えていく場合は、東日本大震災の反省点として、博物館・美術館の組織規定や運用規則のなかに災害支援の項目を盛り込むことを関係各所に働きかける努力が大切だと考える。また、東日本大震災では博物館自体が被災したり、学芸員の方に犠牲が出たりする事態も生じていた。このような状況におかれた博物館・美術館とどのように連携すればよいかは今後の大きな課題といえ、2016年4月14日から断続的に地震が発生した熊本地震の文化財等レスキュー事業においても、この課題への取り組みの必要性を強く感じた。

また,東日本大震災における文化財レスキューの課題として,応急措置の在り方があると考える。 東日本大震災でおこなわれた応急措置は,その後,安定化処理という表現が用いられるようになり, 現場では,従来の災害でおこなわれてきた応急措置の水準よりも文化財の保存修復の水準に迫る作 業がおこなわれるようになった。この点について,個人的な見解を述べるならば,災害時におこな われる応急措置と保存修復で求められる文化財の保存修復の水準は全く異なる基準でおこなわれる べきだと考える。しかしながら,一時保管の期間が長期化することを余儀なくされた東日本大震災 では,より踏み込んだ応急措置が求められたことも事実である。そのような経験から,応急措置の 在り方を考える場合,被災した文化財の状態の安定化だけを求めるのではなく,その後の活用も視 野に入れながら実施する,文化財の保存修復の方法論も取り入れた応急措置の在り方を模索する必 要があると考える。

以上,ここでは東日本大震災での文化財レスキューの体制及び応急措置という2つの課題について取り上げたが,これらの課題が生じる要因として,文化財レスキューという活動の到達点が曖昧になっているのではないかと考える。文化財レスキューの活動は,前述したように救出,一時保管,応急措置の3つの活動を柱とするものであり,文面通りにみるとこれらの活動だけが文化財レスキューであるという認識を招きかねない。しかし,文化財レスキューはこれだけの活動にはとどまらない。救出した被災文化財をその後どのように地域で活用し,継承していくのかを含めて考え,それを実現することに文化財レスキューの意義はあり,このことを想定した到達点を設定すべきである。誤解を恐れずに述べるならば,文化財レスキュー後における地域での活用,継承が視野に入っていない

文化財レスキューは,ある意味,文化財だった廃品を地域に押しつけただけの結果を招くことになるだろう。以上の観点からも,文化財レスキューの体制に被災地の県立博物館・美術館を加える必要があること,その後の活用も視野に入れた応急措置の技術開発の必要性があることをここでは提示しておきたい。

なお,この課題をどのように解決するのかについては,自身の経験をもとに**③**以降に具体的に述べていきたい。

❷………「被災文化財等」という文化財レスキューの対象について

東日本大震災における救援委員会の活動内容やその対象は、東北地方太平洋沖地震被災文化財等 救援事業(文化財レスキュー)実施要項に以下のように定められている[東北地方太平洋沖地震被災文 化財等救援委員会 2012]。

事業の内容

地震等による直接の被災や、被災地各県内の社寺、個人及び博物館・美術館・資料館等の保存・展示施設の倒壊又は倒壊等の恐れ等により、緊急に保全措置を必要とする文化財等について、救出し、応急措置をし、当該県内又は周辺都県(以下「当該県内等」という。)の博物館等保存機能のある施設での一時保管を行う。

事業の対象物

国・地方の指定等の有無を問わず、当面、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古 資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財及び美術品を中心とする。

これらの要項を要約すると、救援委員会の活動は、救出、一時保管、応急措置の3つの活動を柱として支援するもので、その対象は国・地方の文化財指定等の有無にかかわらず、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財および美術品を中心としたものであると示されている[日髙真吾 2012]。筆者はここで対象とされた「文化財等」という表現には、大きな意味があると考えている。文化財保護行政が対象とする文化財は、ともすれば予算措置をともなう指定文化財だけであるという認識があるが、そのような解釈がなされてしまうと、災害時における救援の対象は指定文化財のみになってしまう可能性が高くなる。そこで、文化財レスキューで対象とする文化財は指定の有無を問わないということで、あえて「文化財等」という表現が用いられているといえ、これは現実の文化財行政を考えた場合、大きな意味を持っていると考える。ただし、この解釈について筆者は、文化財保護法をあらためて読み解きながら、行政は、指定、未指定の文化財に関わらず、文化財レスキューをおこなう義務を本来負っているのではないかという考え方を示している[日髙真吾 c 2015]。

一方で、筆者は文化財レスキューの対象として、定着しつつある「文化財等」という表現については、今後も積極的に受け入れたいと考えている。2年間にわたる東日本大震災の文化財レスキュー

事業の対象となった資料一覧については、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成24 年度活動報告からみることができる[東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 2012]。このなか で、上記に示した文化財レスキューの対象物としてあげられた「絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、 古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財および美術品」以外の対象資料とし て, 宮城県では「人骨, 鯨関係自然史資料, 鯨液浸標本, 全身骨格標本, 鯨骨格標本, 化石資料, 書籍、切株標本、生物資料、生物標本、近代文書」があげられている。また、岩手県では「図書館 文書,議会関係資料,写真,フィルム,絵葉書等,貝類標本,ツチクジラ剥製標本,文献,漫画, 教科書,貨幣,昆虫標本,植物標本,地質標本,剥製,骨格標本,動物遺存体,鳥類剥製標本,液 浸標本,収蔵資料データベース,建築部材,行政文書,図書,書簡類,海藻押し葉標本,マッコウ クジラ・クロミンククジラ骨格標本、明治から昭和初期の行政文書」があげられている。さらに茨 城県では「行政文書」があげられており、福島県では「図面類、動物剥製標本、古写真、発掘調査 報告書」が記載されている。ここからは東日本大震災では、文化財保護法に規定されていないもの が多数、レスキューの対象となっていたことが伺え、これらは自然史関係資料、図書資料、公文書 (行政文書) に大きく分類でき、文化財レスキュー事業で明記される文化財群以外のものが大量にレ スキューの対象となっていたことを物語っている。また、図1に示した救援委員会においても、構 成団体として国立科学博物館や全国科学博物館協議会、国立国会図書館、全国歴史資料保存利用機 関連絡会議が加わることで、自然史関係資料、図書資料、公文書(行政文書)に対応できる陣容と なっていた。さらに、2015年9月10日に発生した台風18号による豪雨で被災した常総市において も、常総市役所の永年保存文書約 25,000 点を対象とした文化財レスキューがおこなわれたことから も [茨城史料ネットHP2017], 文化財レスキューでは文化財保護法に規定されるものよりも, より広 い意味での文化財を対象とする必要性が明らかとなっている。この観点からも、「文化財等」という 視点が重要であると考える。なお、東日本大震災では、思い出の品として、個人のアルバムも注目 されていたが、文化財レスキューにおいても数は少ないが写真が対象となっているケースも散見さ れる。今後は、この写真についても応急措置等の技術開発が必要となってくると考える。

❸ -----災害展示における被災文化財の活用事例

筆者は、文化財レスキューの大きな課題として、前述したように、文化財レスキューの事業が終了した後に、被災文化財をどのように活用していくのかを整理する必要があると考えている。繰り返しになるが、文化財レスキューは、被災した文化財を救出し(写真1)、一時保管場所で保管し(写真2)、応急措置をおこなっていく(写真3)ことが活動の柱となっている。しかし、これらレスキューした文化財を再び地域の文化財としての役割を果たす状態にまで回復させなければ、文化財レスキューをおこなう意味はないと考える。文化財レスキュー後の活動をどのようにおこなっていくかについては、現段階においては、実際に文化財レスキューを経験した筆者らが、それぞれの立場で個別に整理し、事例を積み上げていくことがまず必要であると考える。筆者の場合は、自身が博物館機能をもった研究機関である国立民族学博物館(以下、民博)に所属していることもあり、災害をテーマとした展示活動に注目している。

博物館における災害をキーワードとした展示 には、3つの視点があると考える。一つめは、災 害発生後の早い段階でおこなわれる展示、二つ めは、被災地から学びを得て、将来の防災、減災 を考えるための展示、三つめは、一つめ、二つ めの展示を継承しながら、その大災害の経験を 後世に伝える記憶をつなぐ展示である[日髙真吾 c2015]。これらの展示会で展示される被災文化財 は、被災地の地域文化を再認識させる役割を果 たすことができる。また、過去の災害の被災要 因を分析する材料になるとともに、その災害の 記憶そのものを伝えていく役割を担うことがで き、将来の減災対策を考えるきっかけとなると いえよう。これらの視点に基づいて、これまで おこなわれてきた災害をテーマとした展示を具 体的に振り返りたい。

一つめの視点として取り上げた「災害発生後におこなわれる展示」については、東日本大震災では、早い段階から被災地の文化を確認するための展示が試みられた。

青森県三沢市歴史民俗資料館でおこなわれた「地震海鳴りほら津波 2011~三沢の漁業を襲った東日本大震災~」は、元追手門学院大学教授の橋本裕之氏がプログラムディレクターとして企画し、2011年9月11日から11月27日に開催された企画展である。おそらく東日本大震災をテーマとした企画展としては、もっとも早い段階で実施された展示のひとつである。本展示では、東日本大震災で甚大な被害を受けた三沢漁港に焦点をあて、震災後に三沢漁港で収集された大漁旗や瓦礫、被災した際の映像等を展示し、



写真 1 文化財の救出作業



写真 2 一時保管の様子



写真 3 応急措置作業

震災そのものの凄まじさを来館者に伝えていた。同時に、将来の漁業再建に向けた応援メッセージとしての位置づけが明確になされていた展示であった。まさに震災後、地元への応援歌として地元の博物館でおこなわれた展示なのである。そして、ここで収集され、展示された大漁旗や瓦礫、被災した際の映像等は、東日本大震災の記憶を伝える震災資料となる可能性があった。しかしながら、展示終了後、これらの瓦礫等のほとんどが廃棄されたとのことである。いわゆる平常時における博物館資料としての価値づけがなされなかったということであり、この点は、今後、震災資料の文化



写真4 企画展「記憶をつなぐ」の展示会場

財的価値について、議論を進める必要性を感じている。

二つめの視点である「被災地から学ぶ被災文化財の展示」については、筆者が企画した「記憶をつなぐ一津波災害と文化遺産」から考えてみたい。(写真 4)。本展示は、東日本大震災に着目し、文化財レスキューの概要[青木睦2012,日高真吾・岡田健2012,加藤幸治2012,小池淳一2012] および、地域復興に向かうきっかけとして、被災地で積極的に再開されるよう

になった民俗芸能の活動 [橋本裕之 2012, 林勲男 2012] を紹介し,東日本大震災の記憶を今後どのように継承していくのか [林勲男 2012, 吉田憲司 2012] をテーマとしたものである。展示の枠組みは,筆者が所属する民博の企画展であると同時に,人間文化研究機構による連携展示として,民博と国文学研究資料館(以下,国文研),国立歴史民俗博物館(以下,歴博)による共同展示として位置づけられた。展示会は,大阪では民博を会場に 2012 年 9 月 27 日から 11 月 27 日,東京では国文研を会場にして 2013 年 1 月 30 日から 3 月 15 日の期間で開催した。

本展示は、東日本大震災から1年半以上がたち、ニュース等で被災地のことを目にする機会もめっきり少なくなってきた時期にあえておこなった。そのことによって、被災地への眼差しを再び呼び覚ますことを狙いの一つとした。それは、被災地の復興がなかなか進展を見せていないという現実、そのなかにあっても必死の復興作業が進められている事実、そして、まだまだ全国規模での支援が必要であるということを来館者に訴えたいという想いからである。さらには、多くの課題が山積する復興活動に対して、私たちの立場で何ができるかを考え、実行するという姿勢が重要であるということも本展示では提示しようとした。その結果、本展示では、自然災害そのものを防ぐことができないとしても、その被害を少しでも減災させるための防災対策について、被災地から学びを得ることのできた展示であったと考える。

三つ目の視点である「大災害の経験を後世に伝える記憶をつなぐ展示」は、メモリアルとしての機能を期待される展示でもある。ここでの展示は、大災害の経験からの学びから、再びその地域で大災害が発生した場合の備えとすることを目的とした展示である。そして、この展示は、災害の記憶の集積地として被災地につくられるものであり、来館者はかつての被災地の現場で起こった大災害の経験を学ぶこととなる。

このようなメモリアル機能をもった施設は、「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター(以下、人と防災未来センター)」、「中越メモリアル回廊」、「雲仙岳災害記念館(がまだすドーム)」、「稲むらの火の館」、「奥尻島津波館」などがあげられる。これらの施設のなかで、ここでは「人と防災未来センター」と「中越メモリアル回廊」について、その意義を考察したい。

人と防災未来センターは、2002年に人防災館、2003年に人未来館を開館し、その後、2010年に 両館を統合して、人と防災未来センターとして再開館した施設である。施設の設置目的は、1995年 1月17日に発生した阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に生かすことを通じて、 災害文化の形成, 地域防災力の向上, 防災政策の開発支援を図り, 安全・安心な市民協同・減災社会の 実現に貢献することとされている。

人と防災未来センター(写真 5)の展示は、フロアごとに展示テーマが設けられ、来館者はそれぞれのフロアの展示趣旨を理解しやすい仕掛けとなっている。なかでも、阪神・淡路大震災の記憶が集積されている震災の記憶フロアのモノやそこで上映されている映画、語り部の方々から直接聞くことの



写真 5 人と防災未来センター

できる体験談は、阪神・淡路大震災から 15 年以上たった今でも多くのメッセージを来館者に伝え、そこから得られる教訓は色あせることはない。まさに、将来へつながる被災文化財の活用となっている。ただし、語り部の方々の高齢化やその記憶を継承する次世代の語り部の育成などは、今後の課題としてあげられる。

「中越メモリアル回廊」は、やまこし復興交流館「おらたる」が 2011 年 10 月 23 日に開館したことを受けて完成した施設群である。これらの施設群は、2004 年 10 月 23 日に発生した中越大震災の記憶を伝えるために、メモリアル拠点となる 4 つの施設と 3 つの公園を結ぶ仕組みとなっており、回廊型の展示施設となっている。

中越メモリアル回廊の拠点施設は、「長岡震災アーカイブセンターきおくみらい」、「おぢや震災ミュージアムそなえ館」、「やまこし復興交流館おらたる」、「川口きずな館」である。「長岡震災アーカイブセンターきおくみらい」は、中越大震災の被害から復興までの情報の集積拠点であり、ここでは床面に展開した中越地方の地図からタブレット型端末を用いて、震災時の記録を読み取り、情報を取得することができる展示(写真 6)がおこなわれている。「おぢや震災ミュージアムそなえ館」(写真 7)では、中越地震から 3 時間後、3 日後、3 か月後、3 年後という時間軸のなかで、被災者の方々の生活空間を再現しつつ、復興の状況を被災者の視点から体験できる施設となっている。「やまこし復興交流館おらたる」(写真 8)では、山古志村(現在は、長岡市に合併)として、全村避難をせざるを得なかった山古志の人々が、再び戻り、未来に向かっての生活再建をどのようにしている



写真 6 長岡震災アーカイブセンターきおくみらい



写真7 おぢや震災ミュージアムそなえ館



写真8 やまこし復興交流館おらたる



写真9 川口きずな館



写真 10 妙見メモリアルパーク



写真 11 震央メモリアルパーク



写真 12 木籠メモリアルパーク

のかを体験できる展示となっている。「川口きずな館」(写真 9)では、震災で大きな被害を受けた川口において、住民とともに復興に尽力したボランティアの方々との絆を中心とした展示となっており、助け合いの在り方を体験できる内容となっている。

中越メモリアル回廊は、このように異なるテーマで中越大震災の記憶を伝える拠点施設を備えるとともに、大規模な岩盤崩落の現場となった「妙見メモリアルパーク」(写真10)、震

源地の「震央メモリアルパーク」(写真 11),河道閉塞により集落ごと水没した家屋が残る「木籠メモリアルパーク」(写真 12)といった震災の爪痕を直接感じることができるコースと組み合わせて見学することができる。まさに震災の記憶を巡ることのできる施設群となっており、このような仕掛けは、東日本大震災という広範囲の被災地を抱える地域において、震災の記憶を伝える施設を考える際には、先行事例として参考になる試みと考える。

母───地域文化財としての被災文化財の活用事例

被災した文化財は、本来もっていた文化財としての情報が失われているために、展示活用をなかなか実現できない事態が少なからず生じている。とくに、東日本大震災では津波によって資料台帳なども流出し、資料の基本情報が失われる事態となっていた。このことは、救出した文化財が、文化財としての価値を再びもつことができない危険性を示唆している。だからこそ、文化財レスキュー後に、改めて被災文化財を再評価し、その活用を試みる作業が重要となる。この課題を克服する試みとして、ここでは、東北学院大学の加藤幸治氏の活動に着目したい[加藤幸治 2014]。

現在、東北学院大学で教鞭をとる加藤氏は、東日本大震災で筆者らとともに文化財レスキューに参加し、なかでも石巻市鮎川の民俗文化財のレスキューに尽力された。また、救出活動への参加だけでなく、被災した文化財の一時保管場所として東北学院大学の施設の一角を提供いただくにあたり、その窓口として奔走していただいた。2012年度からは、保存科学を専門とする筆者と連携し、学生たちとともに表面に付着した砂やヘドロの除去作業、二酸化炭素による殺虫処理、さらには塩分の除去を目的とした脱塩処理やその後の錆止め作業をおこなってきた。このように積極的に文化財レスキューに参加した加藤氏であるが、民俗学者として被災文化財と対峙する活動も展開している。その活動とは、東北学院大学で一時保管されている民俗文化財を展示・公開し、それらについて観覧者への聞き取り調査をおこなうことにより、新たな文化財情報の獲得を目指すというものである。

加藤氏は、被災した石巻市鮎川収蔵庫の民俗文化財コレクションを対象として、2012年から資料 情報を収集する試みを開始した。その背景は、「民俗資料には、使用方法や製作技術、生活に関する 情報、年代といったメタデータが不可欠である。そのデータを失った被災文化財は、見た目上はほ とんど瓦礫と変わらないものだった。」という言葉に表れている。まさに被災文化財が、被災したが 故に文化財としての価値が認識できなくなってしまうという本質的な問題を指摘しており、筆者も この指摘にはまったく同感できる。そこで加藤氏は,展示という場を利用して,民俗文化財にまつ わる情報を獲得するための聞き取り調査の活動をおこなっていった。最初の展示は、「文化財レス キュー展in鮎川」と題して,石巻市鮎川の旧牡鹿公民館で 2012 年 8 月 12 日から 14 日まで開催し, 約 150 名の来場者があった。続いて「文化財レスキュー展in仙台」として、せんだいメディアテー クで 2012 年 11 月 6 日から 8 日まで開催し、約 2200 名の来場者を得た。これらの展示は、展示資料 そのものの情報がないという事情から、資料名称を示すキャプションや資料の使用方法などを示す 解説パネルがなく,文化財の展示としては,変則的な展示であったといえる。しかし,二つの展示 で約2350名の来場者があり、地域住民の注目を集めた展示であったと評価できる。この活動は次年 度にも継続され、再び旧牡鹿公民館において 2013 年 8 月 13 日から 15 日まで、「牡鹿半島のくらし 展in鮎川」を開催した。この展示では会場で展示するだけではなく、高台にある老人ホームとデイ サービスセンターに民俗文化財を持ち込み、聞き取り調査がおこなわれた。続いて、11月3日、4 日の2日間,「牡鹿半島のくらし展in石巻」を石巻市にある慶長使節船ミュージアム(通称 サン・ ファン館)で開催し、その後、仙台市でも前年同様、せんだいメディアテークで「牡鹿半島のくら

し展in仙台」を 2014 年 1 月 10 日から 1 月 13 日まで開催した。なお、この活動は、2016 年度の現在も継続して実施されている。

これらの展示で一貫しておこなわれた聞き取り調査は、2013 年度までの活動で、すでに 1000 枚以上の調書となり、加藤氏はこれらの調書から、「ひとり一人のくらしの風景」がみえてきたと指摘し、筆者はこの点に注目する。それは加藤氏の見出した「ひとり一人のくらしの風景」こそ、被災文化財があらためて地域文化財としての価値を取り戻すひとつのきっかけとなるのではないかと考えるからである。加藤氏の言を借りるならば、「「ひとり一人のくらしの風景」の集積によって被災文化財は、はじめて地域のくらしの一端を再構成できる資料として、意味あるものに生まれ変わることができた」のである。この加藤氏の興味深い試みは、氏が民俗学者であり、その指導を受けた学生がその試みに積極的に参加するという環境が整ったからこそ成功したのだと考える。さらにはご本人が和歌山県立博物館の学芸員という経歴をもっていることから、博物館展示の可能性をよく理解していたということも、このような活動を実践できた要因になったといえる。しかし、この活動を実現するうえで、もっとも大きかったのは、加藤氏の研究者としての技量の高さであり、文化財レスキューに参加した経験者が試みた、文化財レスキュー後の活動として参考になる事例といえよう。

結びにかえて 一 地域で守り、活用できる地域の文化財を保存する可能性

本稿では、東日本大震災における文化財レスキューから、組織体制の課題とともに、文化財レスキューの対象となる被災文化財について、行政の果たす文化財保護の役割と文化財レスキュー後の活用の在り方について考察を進めてきた。一方、本稿では、そもそも文化財レスキューの対象となる被災文化財は、被災する前はどのようなものであったのかについては触れていない。そこで、最後に、被災文化財の本来の姿について整理し、これらを平常時に活用し、保存していく活動が、文化財の防災・減災につながる活動になっていくことについて論じてみたい。

文化財レスキューは、被災地からの支援要請を受けて、はじめて活動が展開される性質をもつ。 つまり、被災地が文化財として認めたものを対象とするのである。この点から、被災文化財とされるものは、被災前は地域文化を象徴する地域文化の「財産」であり、筆者はこれらを地域文化財と してとらえている。

地域文化は、歴史的な時間の流れのなかで常に変化していくものである。そして、現在、その地域でくらす人々は、これまでの地域文化の変化を評価したり、あるいは否定したりしながら、生活環境を整えて、「今」の地域文化を築いている。このような地域文化の変化は、地域博物館や郷土資料館の展示から感じることができる。文化財レスキューでは、まさにこれらの地域文化財が主たる対象となる。しかしながら、これらの地域文化財は平常時に、その地域でくらす人々のなかで積極的に活用されているわけではない。また、地域にとってかけがえのないものであるという認識をもたれているとも言い難い。このような現実は、これら地域文化財が、地域にとってあまりにも当たり前の存在であり、平常時は、地域住民が意識しない存在となっていることが要因と考える。しかし、災害が発生し、これらの地域文化財が消滅の危機に瀕したときに、文化財レスキューで真っ

先に支援要請がかかるのが、地域文化財であることも事実であり、潜在的には地域にとってかけがえのないものであると位置づけられていると考える。この点から筆者は、平時において、もっと積極的に地域が地域文化財を活用できる仕掛けづくりを実現すれば、日常的な管理体制を整えることができ、災害における地域文化財の被災規模が軽減するのではないかと考えている。そこで、そのような活用を実現させる仕掛けとして、地域文化財を活用した「地域文化宝箱パック」プロジェクトを筆者が代表を務めている人間文化研究機構基幹研究「日本列島における地域文化の再発見とその表象システムの構築」のなかで提唱している。「地域文化宝箱パック」とは、小学校高学年の授業を想定した教育キットである。筆者が所属している民博が開発した「みんぱっく」をモデルとして、小学校における地域理解のための授業で利用できることを想定しており、地域博物館と学校のより強力な連携関係の構築を大きな目的としている。

文化財レスキューを正しくおこなうには、レスキューの対象となる文化財が地域にとってどのような価値をもつのかを明確に理解したうえで実施しなければ、その意義は見いだせず、文化財レスキュー後の活動の見通しが立たないということになる。だからこそ地域文化財が平時において地域で意識化される工夫が必要であると考える。そのための一つの方法論として、今後、「地域文化宝箱パック」プロジェクトの実現を目指していきたいと考える。

謝辞

本論文は、川村清志准教授が代表する共同研究「東日本大震災被災地域における生活文化研究の 復興と博物館型研究統合」の成果として執筆した。また、ここで示した研究の成果の一部は、下記 の研究プロジェクトの活動で得られたものでもある。

- ・人間文化研究機構基幹研究「日本列島における地域文化の再発見とその表象システムの構築」(代表 日髙真吾)
- ・科学研究費補助金基盤研究 B「東日本大震災で被災した民俗文化財の保存および活用に関する基 礎研究」(代表 日髙真吾 2015 年度から 2017 年度 課題番号 15H02954)
- ・文化資源プロジェクト「東日本大震災で被災した文化財の保管環境に関する調査研究 5」(代表 日髙真吾)

参考文献

青木 睦 2012 年「国文学研究資料館における東日本大震災の支援活動と今後」日髙真吾編『記憶をつなぐ―津波 被害と文化遺産』P87-P94, 大阪:千里文化財団

茨城史料ネット『茨城史料ネット HP』 http://ibarakishiryou.web.fc2.com/index.html 2017年3月17日アクセス 内田俊秀 2000年「被災状況と文化財救出活動」文化財保存修復学会編『文化財は守れるのか―阪神・淡路大震災の検証』P14-P18. 東京: クバプロ

加藤幸治 2012年「東北学院大学における被災文化財への支援活動」日高真吾編『前掲書』P68-86, 大阪: 千里文化財団 加藤幸治 2014年「文化財の新た価値の創造」『季刊民族学』48号』P20-25, 大阪: 千里文化財団

小池淳一 2012年「国立歴史民俗博物館における東日本大震災の支援活動と今後の課題」日高真吾編『前掲書』 P95-P111, 大阪: 千里文化財団

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局 2012 年「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業(文化 財レスキュー) 実施要項」『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成23年度報告書』P267,東京:東北 地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局 2013年『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成24年度報告書』P196-P208,東京:東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局

中村晋也 2014年「能登半島地震における文化財保存修復学会の活動」文化財保存修復学会編『文化財保存修復学会第 36 回大会要旨集』P317

橋本裕之 2012 年「岩手県沿岸部における無形民俗文化財への支援と今後の課題」日高真吾編『前掲書』P122-P133, 大阪:千里文化財団

林 勲男 2012年「文化遺産支援を通じたネットワークづくり一鹿踊りの研究公演を例に」日高真吾編『前掲書』 P134-P138, 大阪: 千里文化財団

林 勲男 2012 年「災害を伝える―記録と記憶をこえて」日髙真吾編『前掲書』P173-P181,大阪:千里文化財団

日髙真吾 2012 年「博物館資料の被災防止と救援活動」石崎武士編『博物館資料保存論』P84-98,東京:講談社

日髙真吾 a 2015 年『災害と文化財―ある文化財科学者の視点から』大阪: 千里文化財団: 2015 年 2 月

日髙真吾 b 2015 年『前掲書』P25-P69

日髙真吾 c 2015 年『前掲書』P9-P15

日髙真吾・内田俊秀 2014 年「山口・島根豪雨における文化財保存修復学会の活動」文化財保存修復学会編『前掲書』P317 日髙真吾・岡田 健 2012 年「被災した文化財のレスキュー活動―東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会 と国立民族学博物館」日髙真吾編『前掲書』P56-P67, 大阪:千里文化財団

文化財保存修復学会編 2000 年「阪神・淡路大震災文化財救済関連年表(1999 年 文化財保存修復学会作成)」文化 財保存修復学会編『前掲書』P7-P11,東京:クバプロ

文化財保存修復学会編 2007年『私たちの文化財を救え!! ― 災害と向き合う』東京:クバプロ

文化財保存修復学会編 2014 年『災害から文化財をまもる―文化財の保存と修復 14』東京: クバプロ

文化庁 2000 年 「文化財 (美術工芸品等)の防災に関する手引書」文化財保存修復学会編 『前掲書』 P148-P152, 東京: クバプロ

文化庁 2000 年「文化庁非常災害ハンドブック(抄)」文化財保存修復学会編『前掲書』P159-16,東京:クバプロ

文化庁 2000年「文化庁防災業務計画」文化財保存修復学会編『前掲書』P153-P159, 東京:クバプロ

村田忠繁 2014年「中越地震における文化財保存修復学会の活動」文化財保存修復学会編『前掲書』P316

吉田憲司 2012 年「記憶の継承―津波災害と文化遺産」日髙真吾編『前掲書』P140-P165,大阪:千里文化財団

(国立民族学博物館, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2017年12月18日受付, 2018年6月4日審査終了)

Issues with Cultural Asset Rescue in Large-Scale Disasters: From the Experience of Cultural Asset Rescue in the Great East Japan Earthquake Disaster

HIDAKA Shingo

"Cultural asset rescue," performed for cultural assets damaged in disasters, started in Japan with the Great Hanshin-Awaji Earthquake Disaster of 1995. Cultural asset rescue has been performed in the years since according to the circumstances of the disaster-stricken area every time a disaster occurred, including earthquakes and flood damage. A repertoire of actual cases have been built [Murata 2014, Nakamura 2014, Hidaka and Uchida 2014] . The Great East Japan Earthquake Disaster occurred in 2011, approximately 15 years after the Great Hanshin-Awaji Earthquake Disaster, and what could be called the culmination of cultural asset rescue up to that time was set in motion.

Cultural asset rescue for the Great East Japan Earthquake Disaster was performed over a larger disaster-stricken area and for a greater amount of affected cultural assets than ever before experienced in cultural asset rescue, with a support system of a national scale for the first time since the Great Hanshin-Awaji Earthquake Disaster. This cultural asset rescue, which took place over the two fiscal years 2011 and 2012, utilized the experience gained from the Great Hanshin-Awaji Earthquake Disaster and in cultural asset rescue implemented in disasters since, can be pronounced to have achieved major results. However, cultural asset rescue in the Great East Japan Earthquake Disaster was also one which revealed some issues to consider for future large-scale disasters.

This paper raises issues about the system for cultural asset rescue for the Great East Japan Earth-quake Disaster, which the writer personally participated in, and reveals the importance of the role of prefectural museums and art museums of the prefecture of the disaster-stricken area, which would become the base facility for the cultural asset rescue. Next, it focuses on the expression "cultural assets etc." indicated as the target of cultural asset rescue and presents the writer's view. Further, it indicates a way of utilizing exhibits as one method for the cultural assets which were the target of cultural asset rescue to be used as cultural assets of the region once more and suggests the necessity and possibilities for implementation for these cultural assets of the region to be utilized and preserved in the region in ordinary times as well.

Key words: cultural asset rescue, Great East Japan Earthquake Disaster, Great Hanshin-Awaji Earthquake Disaster, disaster exhibit, regional cultural asset

61